

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.20)

1 日 時 令和6年1月11日(木)
午前10時07分 開会
午前11時02分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	白 石 一 裕
委 員	伊 藤 淳 一	委 員	荒 川 徹
委 員	井 上 しんご		

4 欠席委員(1人)

委 員 山 本 眞智子

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総 務 部 長	星之内 正 毅
保 護 課 長	大 久 伸 治	健康医療部長	河 端 隆 一
地域医療課長	木 村 亮	保険年金課長	世 利 徳 啓
			外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 有 永 孝 委員会担当係長 梅 林 莉 果

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第173号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第172号 潜在看護師を活用する意見書の提出について	継続審査とすることを決定した。

8 会議の経過

(陳情第173号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行います。

まず、陳情第173号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件につきましては、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。保険年金課長。

○保険年金課長 年金制度におけます外国人への脱退一時金の件につきまして御説明いたします。

脱退一時金の支給でございますけれども、短期在留の外国人が納める年金保険料につきまして、老齢年金の受給に結びつきにくいという問題がございますので、年金の加入期間を通算する国家間の社会保障協定が締結されるまでの暫定的な措置といたしまして、納付した保険料の一定割合を出国の際に返還するという制度でございます。

今回の陳情の趣旨でございますけれども、外国人へ脱退一時金を支給しますと、それまでの年金の加入期間がなくなってしまう、リセットされるということになってしまうため、外国人の無年金者の増加を防止することを目的に、制度の是正を国に求めるというものでございます。

本市におきましても、この外国籍の制度的無年金者につきまして、福岡県の市長会を通じまして、国に救済措置を早急に講じるよう求めているところでもあります。

脱退一時金の支給事務につきましては、日本年金機構が実施しておりまして、残念ながら自治体としては実務について内容を把握しているものではございません。ただ、従来は脱退一時金の支給上限年数が3年相当分ございましたが、3年以上日本に滞在する外国人労働者が増加しているということもありまして、令和3年からは5年相当分に変更される制度改正が行われているということは承知してございます。

また、年金制度に関します国際的な取決めでございます社会保障協定も順次拡大していますので、市としましては、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） それでは、陳情の審査を行います。

陳情は意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する御意見などをお願いいたします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思います。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、陳情に対する意見や執行部への質問はありませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）今の説明への質問なんですけど、国家間の社会保障協定うんぬんというのがありましたけど、諸外国の状況というのはどうなっていますか。私はよく分からないんですが、外国でもこういう似たような年金制度の状況があるんですかね。その説明をお願いしたいと思います。

○委員長（村上直樹君）保険年金課長。

○保険年金課長今現在、社会保障協定を締結しているのは23か国でございます。ただ、年金制度といいますか社会保障制度自体は、正直、国によってもばらばらというところなんです。ただ、先ほど申し上げましたように、23か国とはこういう協定を締結しておりますし、国の資料を見ますと、その他5か国とも協定に関しての協議をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ありがとうございます。

ここで問題になっているのは、脱退一時金の制度ですけど、外国でもそういう制度があるんですか。日本人が外国に行った場合、こういう制度が受けられるのかというようなことも含めて教えてください。

○委員長（村上直樹君）保険年金課長。

○保険年金課長まず、脱退一時金の制度ですが、日本の場合は、日本に在住して住民登録をしている方というのは通常、日本人に限らず年金加入義務がございます。社会保障協定を締結している国同士であれば、その国で加入していれば通算できると、要は二重払いしなくていいというようなこともございますし、あと、例えば日本に来て、自国でも掛けていて、日本に来ても掛けている場合、受給環境を整えば通算して年金を受給できるというような制度でございます。

ちなみに、アメリカはこういった脱退の制度はないんですけれども、その他の国は把握してございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ありがとうございました。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）市の窓口では、国民年金のいろんな手続の受付をしていると思うんですが、

例えば脱退一時金の申請手続も受けているんですかね。どれぐらいあるのか、教えてください。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 市の窓口では脱退一時金の受付は行っていません。全て年金事務所のほうでございませぬ。また、件数も年金事務所から報告がございませぬので、どのぐらいかというのは把握してございませぬ。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。

それと、例えば外国人労働者で、年金がないために生活保護を受けないといけぬというよなケースはどれぐらいあるんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 11月のデータですが、北九州市内で生活保護を受けている世帯が1万8,000世帯ほどございませぬ。その中で、日本国籍を有しない被保護世帯が405世帯となっております。調査した範囲では、その405世帯につきましては、今回の陳情にある脱退一時金の対象である就労等を目的として出入国を繰り返す外国人で、実際に保護の適用を受けているといった方の事例はございませぬ。以上でございませぬ。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） はい、分かりました。

○委員長（村上直樹君） そのほか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 今回の話は、脱退一時金によって外国人が今後無年金になると考えられるというものなんですが、今現在、北九州市で生活保護を受けている方で無年金の方は割合的にどれぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 申し訳ございませぬ、今、手元に数字がございませぬ。もともと制度の設計が、最低生活費と世帯の収入を見比べてという話でして、高齢世帯の方で年金を受給されている方も相当数いらっしゃるんですけども、全く収入のない方もいらっしゃるということで、ただ、今数字を持ち合わせておりませぬ。申し訳ございませぬ。以上でございませぬ。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（村上直樹君） よろしいですか。日野委員。

○委員（日野雄二君） 今の話の中で生活保護というのは、本来、国、県、市が負担をして、生活困窮、要するに年金を掛けていない、だから生活できない、貯蓄もない、家族もばらばらで見てもらえない等々、いろんな条件があると思うんですが、そんな中で、外国人労働者はそんなに簡単に生活保護を受けられるの。答えて。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 外国人の生活保護適用の条件の御質問でしたけれども、生活保護法の第1条では、外国人は法の適用対象外ですけれども、昭和29年の厚生省通知により、生活に困窮する外国人に対しては、在留資格に基づいて、一般国民に対する生活保護の決定、実施の取扱いに準じて保護を行うとされております。具体的な適用対象なんですけれども、出入国管理及び難民認定法の別表2に、在留資格を有する者として、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、そして定住者、さらに、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法というのがございまして、特別永住者と言われる方、在日韓国人の方であったり在日朝鮮人の方であったり、さらに出入国管理及び難民認定法上の認定難民、こういった方には日本人に準じて生活保護を適用するという形になっておりますので、短期滞在の外国人については法の適用外というふうな形になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 日本人の高齢者が少ない年金の中で生活保護も受けずに頑張っておられる中、外国人労働者というのは働くため、収入を得るために来ていて、なぜ生活保護なんていることになるのか、これ自体が不思議でなりません。だから、これはあつてはいけないことだろうと思いますし、私の記憶が間違いでなければ、国が75%、市が25%の負担だったと思うんですね。その額はばく大なものですよね。細々と暮らしている高齢者はいろんな恩恵を受けられないのに、これによって生活保護の方は全て受けられる。医療の関係も無料だったりするわけです。住むところもですね。だから、外国人労働者に対しても、平等といえば平等でやらなければいけないのかもしれませんが、私は、これは国にもちょっと問題があるなという気はいたします。

それから、年金のほうですが、一時金はこれだけもらえるのかと。実際に4ケースあるんですが、これだけもらえて、外国人だからもらえて、日本人もこの一時金をもらえるんですか。一時金でもらって、また入って、また一時金でもらうということができるんですか。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 日本人に関しては脱退一時金制度の適用はございませんので、もらえるという事はございません。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） もらえないわけでしょう。だから、将来に向けて定年後の生活を年金でということに掛けているわけです。一生懸命掛けているんです。60歳になって、65歳まで先延ばししてくださいよと。65歳になったら、70歳まで延ばしてくださいと。今度は75歳ですよ。誰がそこまで延ばすのかと。そのうち死んでしまうというのが、今の日本の年金の現状ですよ。

小倉に年金事務所がありますけど、70歳になって申請したら、あまり親切じゃない。私は本当にその程度の年金しかもらえないのかと痛感したんです。延ばしたらここまで増えますよと言って、いざその年になったら大したことはない。いや、むしろちょっと少ないんじゃないの

と疑問に思うけど、知識がないからもう受入れざるを得ないというのが現状ですが、その年金の問題で、市の窓口はどこにあるんですか。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 市町村の年金窓口は受付事務になりますので、実際の支給に関しては年金事務所になります。ですので、区役所の窓口等に御相談へいらっしゃった場合、お話を伺った上で年金事務所につなぐというのは業務として行っているところでございます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） その辺を政令市で親切丁寧にやらないと、生活保護に変わっていくんですよ。もうばからしい、それなら生活保護をもらいたいと。特に国民年金の方はそうですよ。厚生年金とは違うわけです。

だから、私が言いたいのは何かというと、外国人はこれだけ一時金があって、また再度戻ってきたら入ることができる、これはやっぱりおかしいんじゃないかと。年金制度というのは日本国民のためにあって、外国人も平等というのは住民だからそうなんだろうが、この陳情の資料を見て、こんなことがあるのかと気づかされたので、しっかり考えてやっていただきたい。これは、意見として言っておきます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 参考までに教えてください。外国人も日本人も生活保護費は変わらないと思うんですけども、いろんなケースがあると思うんですが、例えば独り暮らしの高齢者の方で生活保護を受けるようになったときは、毎月どれぐらいの生活保護費を受給するんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 厚生労働省が示している最低生活費のモデルケースを御紹介させていただきます。例えば、68歳の単身の方が生活保護を受給する場合、生活扶助の基準額が7万3,850円、そして住宅扶助は2万9,000円が限度額でございます。この限度額で認定した場合、先ほどの生活扶助と合算しますと10万2,850円、これが最低生活費になっております。これに、その世帯の収入があればその部分を控除してという形になりますので、年金があれば年金の額を差し引いて生活保護費を支給するという形になっています。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 分かりました。

これに医療費とかも支給されるようになると思うんですけど、例えば、数字があるのか分かりませんが、国民年金で毎月もらえる額はどれぐらいになるか分かりますか。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 令和3年ですが、国民年金の月額が6万6,250円となっております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 6万6,000円、生活保護費が10万円ということで、これだけの金額の差があると思うんですけれども、国民年金をもらわれている方でも生活保護を申請することができるのかなと思うんですけれども、陳情から外れていたら申し訳ございません。北九州市で国民年金を受給されている方で、生活保護を申請されている件数というのはわかりますか。されていない方もいるかもしれませんけど。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 国民年金を受給されている方のデータは当然ございますので、それについては把握は可能だと思っております。ただ、手元に数字がございません。申し訳ございません。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 何でこんなことを聞いたかといいますと、差別でも何でもないですよ。外国人の方が生活保護費を受給されるようになって、10万円幾らかもらえるわけでありまして、真面目にこつこつと国民年金を掛けられた高齢者の方が6万円何がしかのお金しかもらえないというのは、やはりふに落ちない方もたくさんいるんじゃないかなと思っております。陳情の趣旨とちょっと外れるかなと言ったのはこういったことなんですけれども、もし国民年金だけで我慢して本当に苦しい生活をされている方がたくさんいらっしゃるのであれば、把握できる範囲で構いませんので、生活保護を申請できますよということを日本人で真面目に働いてきた方にお伝えする制度ができたらいいなと思いましたので、ちょっと聞かせていただきました。失礼しました。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、発言させていただきます。

先ほどの議論を伺って、基本的に年金は掛けた額や期間等で金額が決まりますので、厚生年金について返還を求めていくということは問題ないということで、陳情者の方もそういったお話をされたと思っております。一方で、北九州市においては今回の陳情のような場合の生活保護費の受給はないというお話でしたが、今後こういう危険性や心配があるのではないかという提案だと思っております。

これは国の問題でもあると思うんですけれども、年金加入期間を国ごとに引継ぎできる制度が23か国の協定という形で運用されて、今、グローバル経済で、日本人で海外で働く方も多し、日本に来る方も多い中で、国を越えて働く方の年金について不利益のないようにやっていく仕組みは非常に大事だと思っております。また、同じように日本人も海外で働いて、こういったケースがあると思うんです。ですから、日本の方が海外で働くときも、不利益を被らずに、ちゃんとその国において保護してもらいたいと思います。

ですから、今回のケースで日本だけが突出して厳しい対応となった場合に、そこは違うんじゃないかという外交上の問題も出てくる可能性があると思うんです。ですから、こういった部

分については各国との調整というか、今後、世界中で働く人が増えていく中で、そのところは慎重に政府間で調整してもらいたいというふうに期待をしております。

そして、技能実習生は、国の制度で5年働いたら仕事があっても一旦帰国しなければいけないのですが、また来てくださいといった場合に、一旦脱退して帰って来るというケースになると思うんですけれども、人手不足で外国人の方に働いてもらいたいという経済界の要請があって、でも日本としては、一旦5年間で区切りましょうということで、また来ることを前提とした一時帰国になっていると思います。ですから、こういった技能実習制度についても同時に考えていく問題なのかなと。

5年間たって一時金として返還してもらおうけど、またどうせ帰ってくる、そこでまたリセットして加入するというケースになっていると思うんですよね。ですから、これについては長く働いてもらいたい、ちゃんと年金に加入してもらいたいというケースであれば、5年で区切っているのかどうかについても国において検討するべきだと思っております。

また同時に、日本は再入国が難しいと思うんですね。短期の就労は生活保護の対象になっていないというお話でもありました。ですから、日本国内で失業や生活に困窮した場合は、基本的に国外退去になると思うんです。ですから、日本はそういう部分に対しても非常に厳しい対応を取っているの、こういった心配はそれほどないのかなと思いますけど、どちらにしろそういうリスクがあるということは各国と協議してもらいたいと考えております。

参考でお伺いしたいんですけど、日本で働く方が非常に多いと言われているベトナムとかネパールは、23か国に入っているのか聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 委員がおっしゃられたベトナムについては、今現在、社会保障協定の予備協議中となっております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 23か国の加入を今後増やしていく、今加入していない国にも加入していただいて、脱退しなくても、国に帰って年金が継続していける仕組みになっていけば、こういった問題が生じなくて済むかなと思いますので、ぜひ国際的な枠組みの中で議論してもらいたいということを意見として述べます。以上です。

○委員長（村上直樹君） ほかに意見や質問はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第172号、潜在看護師を活用する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするために、当局の説明を求めます。地域医療課長。

○地域医療課長 潜在看護師を活用する意見書の提出について説明させていただきます。

まず、潜在看護師につきましては、国の推計では、看護職、いわゆる保健師、助産師、看護師あるいは准看護師、こういったものの免許を持ちながら看護師等の仕事に就かれていない方、これをいわゆる潜在看護師と呼んでおりますけれども、その潜在看護師と言われる75歳未満の方々というのが全国に70万人ほどいるとされております。

一方で、看護職は、訪問看護を含む介護分野の需要増大等に伴って、今後ますます需要が増大すると考えられているところでございます。このため、こうした潜在看護師の活用に向けて、国や県により、復職支援と定着促進を柱とした取組が進められているところでございます。

少し具体的に申し上げますと、復職支援につきましては、県の看護協会におきまして、離職した看護師に対する研修や無料の職業案内が行われております。また、定着促進につきましては、県に設置されました医療勤務環境改善支援センターによる医療機関の取組に対する支援など、看護職員が安心して働き続けられる環境づくりが進められているところでございます。

また、令和5年10月には、看護師等の人材確保の促進に関する法律第3条に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針、これを看護師等確保基本指針と申しますが、これが改定されたというところでございます。この新しい基本指針の中には、潜在看護師の活用に当たりまして、令和6年度中に、マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム、これを看護職キャリアデータベースと呼んでおりますけれども、この運用開始と、このシステムを活用した復職支援の充実というものが記載されているところでございます。

また、この新しい基本指針の中には、新興感染症や災害の発生に備えて、これらの状況に的確に対応できる知識や技術を持つ看護職員、これを災害支援ナースと呼んでおりますけれども、その養成や、災害支援ナースを登録し全国レベルで応援派遣を調整できる体制の整備についても記載されているところでございます。

このように、潜在看護師の活用や、新興感染症や災害発生時への対応につきましては、国や県、看護協会等を中心に様々な取組が進められておきまして、本市としては、こうした取組の周知等、必要な協力を行ってまいりたいと思っております。

すみません、冒頭に、私から、潜在看護師と言われる方が70万人と申し上げましたけれども、その年齢につきまして、75歳と言いつつ間違えたようで、65歳未満の方の誤りでしたので、訂正させていただきます。

いずれにしても、本市としては、こうした取組について、周知等、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） では、陳情の審査を行います。陳情は意見書の提出を求めるものと

なっておりますので、委員の皆様は陳情に対する御意見などをお願いいたします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。

それでは、陳情に対する意見や執行部への質問はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今説明していただきましたけど、ちょっと説明の口調が早いのと、聞き取りにくいので、ゆっくりはっきりと説明していただければと思います。

まず、今の説明では、全国的な集計として70万人程度の潜在看護師がいるのではないかと言われましたね。そして、ますます需要が高まるのではないかということ言われたと思うんですが、医療現場の看護師の充足状況について本市としてどのような認識を持っているのかお尋ねします。

それから、資格を持っていらっしゃる方が退職した場合に、登録義務というのがあるんですよね。それがどんなふうになっているか教えていただけませんか。

それから、仮に大規模な自然災害が発生したり、いわゆる感染症のパンデミックのような事態になったときに、登録されている潜在看護師等の中から必要な人材を確保して配置するというような仕組みがあるのかどうかを教えてくださいたいと思っております。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 質問は3点あったかと思っております。

まず1つ目、本市の中で看護師が充足しているかという認識についての御質問があったかと思っております。

全市的に充足しているかというのはなかなか判断が難しいところではありますが、感覚としては、基本的には十分足りているわけではないという認識です。どの現場においても、看護師を含めた看護職の方々が不足しているような状況が続いていると考えております。

2つ目、離職時の届出が義務になっているのではないかと御質問があったかと思っておりますけれども、一旦看護師等で働いていた方が離職される際には、医療機関等から届出をすることになっております。都道府県にナースセンターというところがございます、そこに届出をしていただくという制度になっております。届出を受けると、ナースセンターのほうから辞めた方に対して、復職に対する情報等をお送りさせていただくという仕組みがございます。

3つ目に、災害支援ナースの派遣についての御質問があったかと思っておりますけれども、今、日本看護協会を中心に、そういった登録をされている看護師を災害時に派遣するという仕組みはある程度整っております、今、石川県へ看護師の派遣もしているところでございまして、昨日時点になってしまいますが、石川県以外の看護協会から20名ほど看護師等が派遣されている状況になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 本市における充足状況については十分足りている状況ではないと言われましたが、例えば現場に情報提供を求めるとか聞き取りをやるとか、具体的にどういう状況なの

か調べたりしたことはあるのでしょうか。あるいは、今後それをやる予定があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 現状、統計的にそういう看護師の不足状況等を正確な数字として把握しているものはございませんが、いろんな機会を捉えて医療機関の方々等から、そういった情報を取っているというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） これは市民の命に関わる問題ですから、現場に従事者がいなくて病棟が回せないとか必要な医療が提供できないということになると非常に問題ですから、市としてもしっかり把握する必要があると思うので、これはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、離職者の把握ですが、例えば、先ほど全国では70万人くらいと言われましたけど、これは都道府県単位で把握していると思うんですが、福岡県ではどれぐらいの方が登録されているのか、そのうちの北九州市ではどれぐらいなのか数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 70万人と推計される潜在看護師の数、これは全国の数でございますけれども、県であったり市レベルのものといった推計はございませんが、福岡県では辞めたけどもう一回看護師として働いてみたいという967の方がナースセンターへ届出をされている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 市は分からないですね。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 すみません、市までは分かりません。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 全国の70万人のうち福岡県の割合からすれば、967人というのはかなり少ないんじゃないですかね。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 福岡県で申し上げますと967人、全国でもたしか13万人ぐらいだったと思いますので、そんなに多い数字ではないのかなと考えます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） これは県単位なんですけど、離職した医療従事者が自らの技術を発揮できるように、もっと登録数を増やして、必要なときにはしっかり頑張ってもらえるようにする必要があると思うんですけど、その辺は市としては何か提言をするなどの対応をする必要あるんじゃないでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 必要性は十分認識してございますので、そういった取組があるということについて、機会を捉えて周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 能登半島で大規模な地震が発生して、今派遣されている方がいらっしゃるということで、非常に大事な役割を担っていると思うんですが、そういう予期せぬ自然災害、大規模な災害とか、あるいは感染症の拡大などにおいて、必要な人材確保というのは非常に重要だと思います。ぜひ今後ともそういう取組をやっていただきたいと強く要望します。

ちなみに、コロナに関連して、市内で登録をされている方々がどれぐらい現場に派遣されて業務を行ったのかというのはわかりますか。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 すみません、具体的に何人かというのは、正直分からない状況でございますけれども、コロナ禍においても潜在看護師の方々にいろいろ御協力をいただいたということは承知しておりますし、一定の効果があったのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今後の本市の危機管理体制にも非常に重要な関わりを持っていると思いますので、そこはきちんと把握できるように、そして、役割がしっかり果たせるような仕組みをつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 白石委員。

○委員（白石一裕君） 潜在看護師の定義というか、年齢のところをさっき伺ったんですけど、実際65歳までということで、先ほどの話にもありましたが、65歳を超えると年金がもらえるという話なんですけど、現場では65歳を超えて働いている方がたくさんいらっしゃると思っていて、その定義がどこまでの意味を持つのかというのは分かりませんが、定義がちょっと間違っているんじゃないかな。年齢とかは関係ないと個人的には思っています。

それで、実際、医療現場を離れた方は戻ることに対しての不安が物すごく大きいんだと思うんですね。ただ免許を持っていたらいいという話なら、こんな言い方をしては失礼かな、軽いところと比較して申し訳ないですけど、災害現場から外来で患者のお話の相手をするまで、看護職の中でも物すごくレベルに差があると思うんです。ただ免許を持っていたらいいよ、戻っておいでというのであれば戻っていけるんですけど、その辺で、どこまで自分が戻れるんだろうという不安が物すごくあると思うんですね。

だから、そういう不安を払拭するためには、先ほど御説明いただいたかもしれないんですけど、戻るトレーニングが要ると思うんですね。だから、予算も含めてですけど、それは県とか市ではレベル的にどうなのか、例えば運転免許でいうと、ペーパードライバーが長かったら、とてもじゃないけど、実際に免許はあるけど運転できないという話になるので、もちろん免許職

ではあるので持っていないと話にならないんだけど、免許を持っていたらいいという話でもないから、戻れないという不安があるんだとすれば、自動車学校で行っているペーパードライバーを対象にした運転に慣れてもらうためのトレーニングのように、そういう教育とかを1段階踏ませて、それからインセンティブじゃないけど、戻りやすい環境をつくってあげた上で、例えば子育てをしているんだったら優先的に子供を預かるシステムをつくって働く環境を様々整えてあげないと、ただ看護師の免許を持っていて、眠っていて、辞めている人がいっぱいいるから戻ってこい、声をかけろと言っても、絶対帰ってこないですよ。仮に登録をしていたとしても、声がかかっても、どういう条件ですか、いやそこは私のレベルじゃ無理ですよという話になると、絶対戻ってこられないですよ。

声をかけないから戻ってこないんでしょうと言うけど、皆さん分かると思うんだけど、帳面の上だけで登録していて、声をかけて、戻っておいでと言っても戻れないですよ。戻って大きな病院で働いてこいなんて言われても無理ですから、じゃあどういふところにどういふ仕事があるんだとか、戻るまでのフォローアップとかを構築しないと、看護師に限らず医療現場だと免許職はお医者さんとかたくさんいらっしゃると思うんですけど、離れている期間を考えると免許だけ持っていては戻れないと思うんです。

だからそこは、戻ってこいという声かけは全体的には間違っていないんだけど、もう少し細かく分析して、本当に戻ってきてもらいたいんだったら、今申し上げたような不安とか相談窓口とか、もっときめ細かく対応しないと、少ないからもうちょっと登録してよとか、いっぱい登録したら少しぐらい出てくるんじゃないとか、そんな安易なものではないと思っていて、何かそういう働きかけとか具体的に戻れる手だてを皆さんで発信していただけないかなと思います。御意見があればお願いします。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 御指摘をいただきありがとうございます。

まず冒頭に、潜在看護師の年齢の関係で御指摘をいただきました。

国の推計でも、年齢を取り払った看護師数というのも出してはおりまして、それで申し上げますと80万人ぐらい、プラス10万人ぐらい増えていくような状況でございます。

2つ目、3つ目にございました、免許を持っているだけではなかなか難しいのではないかと話でございますけれども、まずトレーニングの関係で申し上げますと、今、県のナースセンターでは、そういった方に対する研修というところもやっておりますので、そうした機会を活用しながら復職に向けて取り組んでいただいている状況でございますし、職場の勤務環境でございますけれども、県に設置しております医療勤務環境改善支援センターで医療機関に対する職場環境の支援をやっていきますので、例えば院内保育所を設置するための費用とかそういったことも県のほうでやってございますけれども、そういったものを活用していただきながら、看護師が戻りやすい環境を整えていくということをやっておりますので、我々としても、こうした

取組について機会を捉えて周知していければと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 白石委員。

○委員（白石一裕君） ありがとうございました。

今みたいなことでいいと思うんですけど、さらに戻ってきていただくための手だてとしては、先ほど申し上げたように、例えば看護技術の細かい分類は分かりませんが、1から10段階ぐらいまで分けて、ここの現場には最低これぐらいの技術レベルがないと戻れないよという基準とかを指し示して、今、10段階の5までのところの仕事ならこれだけあるとか、10を求められる仕事は何%あるとか、具体的にはどこがあるんだよとか、ギャランティーが幾らですということも付加して、やはり具体的に呼びかけてあげないと、免許ということだけで呼びかけてもなかなか不安が大きくて、同じ免許職でも技術レベルが物すごくあると思っていて、免許を持っている方は分かると思うんですけど、あなたは医師免許を持っているから、そこへ行って診療してきてと言っても、いや私は現場を離れて10年以上になるんですけど、聴診器を当てられるかちょっと自信がないんですよとか、聴診器も簡単じゃないと思うんですよ。

だから、そういった技術レベルとかももう少し細かく分析して行って、どのぐらいの技術レベルが必要な看護職なのかを指し示すと、これぐらい軽いところだったら私もいけるかもとかいうイメージをつかんでいただかないと、ただ免許を持っているから戻ってというのは、なかなか不安のほうが大きくて、具体的に1から10まで、1はどういう程度です、10はこれぐらいできないと駄目なんですというのであれば、離れてこのぐらいだから7か8ぐらいまで戻れるかもねとか、もともと10で働いていた人だと思うので、もう少しそこを整理して細かく呼びかけをしていただくほうがニーズに応えられると思います。意見で終わります。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 先ほど災害対策とかでというお話があったんですが、北九州市で今回の能登地震のようなことが起きた場合にこの潜在看護師に御活躍していただくことがあり得るかが1点と、どこがコントロールして北九州市の地震に対応していただくのかというのが1点。

もう一つは、看護師の現状について何点かお聞きしたいんですけど、看護学校を出て北九州市で就職を探したけれどもやはり条件面で折り合わなかったということで、娘が大阪に行きますという話を聞いたんです。この委員会等で、北九州市は看護師が足りていないと話をしたら、別の方から、個人病院は足りていなくて、新卒の方が看護師になる上で必要な、自分が目指す看護師像とか、あと給与面とか、そういうのに合う職場が少ないんじゃないかという話がありました。じゃあ個人病院が新卒の看護師の希望に添うような、なりたい看護師像とか、また給与面でサポートできるのかといたら、それはできないということだったので、ここのミスマッチというか、新卒とか、あと自分がなりたい看護師像とのミスマッチという部分の把握はどのようにお考えなのか、その2点をお聞かせいただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 まず1点目の、北九州市で災害が起きた場合の看護師の確保ですけれども、北九州市で仮に災害が起きた場合、医師会を中心に災害医療関係のチームをつくるというふうになっておりますので、そこが中心となって、医師、看護師などのチームをつくっていくということになっていきます。その中で基本的には、病院等に勤務している看護師を最優先に活用していくことになると考えております。

2点目の看護師の採用時のミスマッチですけれども、そこは難しい部分の一つかなと思っておりますが、特に現場のクリニックとかは、若い新卒の方というより、ある程度熟練した方を求めているという現状もあるでしょうし、大きい総合病院では、若い看護師を求める傾向にあると思っております。一方で、病院の看護師は給料に比して業務が過重だと思われる部分もあると思います。そういったところはなかなかマッチングが難しいところですけど、丁寧にやっていくしかないと考えているところです。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 北九州市内の看護学校を出た方が市内に就職されるのか、また、市外に出してしまうのかという、そういうデータがあるのかないのかお聞かせいただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 今、手元にそういったデータは持ち合わせてございませんし、どこで働いているかまではなかなか把握しづらい部分があると思っております。これはちょっと感覚的なお答えで申し訳ないですけれども、医師会とかがつくっている専門学校を出られた方につきましてはほぼ市内に就職しているという話を聞いております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） ぜひ把握されたほうがいいと思いますので、これは意見として述べさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。よろしいですか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊦